

改正後	改正前
<p>I・II [略]</p> <p>III 都道府県・市長村等の所管行政庁における対応</p> <p>1. [略]</p> <p>2. 虐待対応の全体像と体制整備について</p> <p>(1) 虐待対応の全体像</p> <p>[略]</p> <p>○ <u>なお、通報や他の自治体からの通知を受けた場合に、重大事案（例：職員の逮捕に至るもの、虐待を受けたこどもの心身に重大な影響を及ぼすもの、組織的な事案、長期にわたる事案等）である場合は、こども家庭庁（幼稚園等については文部科学省）に対し、速やかに報告を行うこと。</u></p> <p>○ <u>そのうえで、虐待の該当・非該当にかかわらず、事実確認を行った事案については、こども家庭庁より毎年度行うことを予定している調査において、その結果を報告すること。</u></p> <p>[略]</p> <p>(図) 虐待対応の全体像（例：幼稚園の場合）                  終結段階＞安全確保措置＞専門的な<u>知識</u>を有する者</p> <p>[略]</p> <p>(2) [略]</p> <p>3.・4. [略]</p> <p>5. 虐待の有無の判断、課題の整理、対応方針の決定</p>	<p>I・II [同左]</p> <p>III 都道府県・市長村等の所管行政庁における対応</p> <p>1. [同左]</p> <p>2. 虐待対応の全体像と体制整備について</p> <p>(1) 虐待対応の全体像</p> <p>[同左]</p> <p>[新設]</p> <p>[同左]</p> <p>(図) 虐待対応の全体像（例：幼稚園の場合）                  終結段階＞安全確保措置＞専門的な<u>知見</u>を有する者</p> <p>[同左]</p> <p>(2) [同左]</p> <p>3.・4. [同左]</p> <p>5. 虐待の有無の判断、課題の整理、対応方針の決定</p>

(1)～(5) [略]

(6) 虐待と判断した場合の対応

① 保育所等への指導

[略]

なお、当該事案が重大事案（例：職員の逮捕に至るもの、虐待を受けたこどもの心身に重大な影響を及ぼすもの、組織的な事案、長期にわたる事案等）である場合は、こども家庭庁（幼稚園等については文部科学省）に対し、速やかに報告を行うこと（再掲）。

②・③ [略]

(7)・(8) [略]

(9) 虐待の状況の定期的な報告・公表

[略]

○ また、保育所等における虐待と幼稚園等における虐待の状況等をまとめて同一のサイトにおいて公表するなど、各都道府県において、効率的な公表の仕方について工夫することも考えられる。なお、都道府県の公表には、こども家庭庁ホームページ（<https://www.cfa.go.jp/policies/hoiku/hoiku-gyakutaiboushi>）に示すひな形を参照されたい。

IV [略]

(1)～(5) [同左]

(6) 虐待と判断した場合の対応

① 保育所等への指導

[同左]

[新設]

②・③ [同左]

(7)・(8) [同左]

(9) 虐待の状況の定期的な報告・公表

[同左]

○ また、保育所等における虐待と幼稚園等における虐待の状況等をまとめて同一のサイトにおいて公表するなど、各都道府県において、効率的な公表の仕方について工夫することも考えられる。

IV [同左]